

大和市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大木 哲

## 大和市規則第18号

### 大和市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成18年大和市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第21条」に改める。

第2条中「第8条の2」を「第9条」に改める。

第8条から第10条までを次のように改める。

（退職手当支給制限処分の通知）

第8条 条例第13条第1項の規定による処分に係る同条第2項に規定する通知及び条例第15条第1項（同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第5項において準用する条例第13条第2項に規定する通知は、退職手当支給制限処分書（第1号様式）により行うものとする。

2 条例第15条第1項（同項第3号に該当する場合に限る。）又は同条第2項の規定による処分に係る同条第5項において準用する条例第13条第2項に規定する通知は、退職手当支給制限処分書（第2号様式）により行うものとする。

（退職手当支払差止処分の通知）

第9条 条例第14条第1項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第13条第2項に規定する通知は、退職手当支払差止処分書（第3号様式）により行うものとする。

2 条例第14条第2項（同項第1号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第13条第2項に規定する通知は、退職手当支払差止処分書（第4号様式）により行うものとする。

3 条例第14条第2項（同項第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第13条第2項に規定する通知は、退職手当支払差止処分書（第5号様式）により行うものとする。

4 条例第14条第3項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第13条第2項に規定する通知は、退職手当支払差止処分書（第6号様式）により行うものとする。

（退職手当支払差止処分の通知）

第10条 条例第16条第1項（同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第6項において準用する条例第13条第2項に規定する通知は、退職手当返納命令書（第7号様式）により行うものとする。

2 条例第16条第1項（同項第3号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第6項又は条例第17条第1項の規定による処分に係る同条第2項において準用する条例第13条第2項に規定する通知は、退職手当返納命令書（第8号様式）により行うものとする。

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

（条例第18条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知）

第11条 条例第18条第1項の規定による通知は、退職手当条例第18条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書（第9号様式）により行うものとする。

（退職手当相当額納付命令の通知）

第12条 条例第18条第1項、第2項又は第3項の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第13条第2項に規定する通知は、退職手当相当額納付命令書（第10号様式）により行うものとする。

2 条例第18条第4項又は第5項の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第13条第2項に規定する通知は、退職手当相当額納付命令書（第11号様式）により行うものとする。

第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

第5号様式の次に次の6様式を加える。

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。